

26生産第3174号
26生畜第1838号
平成27年3月9日

東北農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長
畜産部畜産振興課長

平成26年産稻から生じる稻わらの取扱いに関する周知徹底等について

今般、平成25年産稻わら（26年収集）及び平成26年産稻わら（26年収集）のモニタリング調査の結果が出たことを踏まえ、平成26年に生産され、平成27年に収集される稻わら（以下「27年収集稻わら」という。）について、下記のとおり取り扱うこととしたので、福島県に対して、貴職から助言、指導していただきますようお願いします。

記

1 福島県においては、

- ① 平成25年産稻わら（26年収集）及び平成26年産稻わら（26年収集）の調査結果が50 Bq/kgを超過した地点を含む市町村
- ② 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成26年3月20日付け原子力災害対策本部）に基づき実施した平成26年産米の検査において50 Bq/kgを超過した地点を含む市町村を含む地域を調査地域として定め、当該地域内に所在する耕種農家、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対して、当該地域で生産された27年収集稻わらの飼料としての利用等を自粛するよう要請すること。

2 上記1の調査地域で生産された27年収集稻わらの飼料としての利用等は、収集した稻わらの生産ロット毎（原則として、生産者毎）に個別に放射性セシウムの検査を実施し、飼料の暫定許容値等以下であることが確認された場合に限り、利用等の自粛を解除すること。

3 福島県は、2により実施した27年収集稻わらの検査の状況を東北農政局に報告すること。